小規模企業共済 ~経営者のための退職金制度~

小規模企業の経営者・役員、個人事業主向けの積み立てによる退職金制度です。既に147万人以上が加入 している安心・確実でお得な制度。詳しくは京都商工会議所までお問合せ下さい。

福1 ※経営者の豊かな老後のための準備 ※個人契約(会社等団体での契約ではございません)

獨2 > 大きな節税 掛金は全額「所得控除」



例えばし

課税所得400万円の場合 ★節税額 ¥109,500

【加入前】税額 (所得税+住民税) ····· ¥785,300

【加入後】税額 (同上) ················¥675,800 ※掛金月額3万円 (年間36万円) で試算

個 4 》 受取る時は一括受取で「退職所得扱い」 ※分割受取「公的年金等の雑所得扱い」も可

※加入できる方は、常時従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び共同経営者または会社役員

問合先 会員部 共済·雇用労務支援課 ☎075-341-9783 または、お近くのビジネスサポートデスク ※各ビジネスサポートデスクの所在地等は裏面をご覧ください。

みんなで守る安心・安全な 京の飲食・おもてなし

飲食の場面での

新型コロナウイルス感染症防止対策

~飲食店で働く方も飲食店を利用する方も双方が協力し合い、感染対策に努めましょう~

飲食店の皆さまへ

- ・座席の配置は、密にならず、お客様とお客様の間隔を十分に取っていますか
- ・定期的な換気、パーテーション、消毒液等の設置など、基本的な感染防止対策を徹底していますか
- ・要請された営業時間、酒類の提供に係る制限を守っていますか
- ・体調が優れない従業員が気兼ねなく休むことのできる環境を整えていますか



飲食店を利用する方へ

- 感染症対策を実施しているお店を選びましょう(京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店など)
- ・食事中以外はマスクを着用し、大きな声で騒いだり、長時間の滞在にならないよう、注意しましょう
- 手指消毒を徹底しましょう

★新型コロナウイルス感染症対策に関する詳細は 「感染拡大防止特設サイト 内閣官房」で検索





/10•1

京都商工会議所 中小企業支援部

下京区四条通室町東入 ☎ 075-341-9780



しなやかに ともに いきる

京都商工会議所 「新型コロナウイルス 対策支援特設ホーム ページ」はこちら



ル経費(小規模事業者経営改善資金融資)

呆で保証人不要、低金利の融資制度

融資の条件

- ●返済は元金均等月賦返済 (残債方式で、利息は毎月減額)
- ●信用保証協会による保証も不要
- ●融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- ●返済期間は、設備:10年以内 運転:7年以内 (設備資金2年以内、運転資金1年以内の据置も可)
- ※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

- ●従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業およ び娯楽業を除く)は5人以下)の事業者 (ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- ●京都市内で、最近1年以上営業している方
- ●所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- ●日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- ●従前から商工会議所の経営指導を受けている方

融資限度額

(設備・運転を併せた 限度額)



★新型コロナウイルス感染症の影響に伴うマル経融資の拡充

ご利用 いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間等の売上高が前3年いずれか の同期と比較して5%以上減少している方

ご融資額

別枠1.000万円以内(注1)

ご返済期間

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内 (うち据置期間4年以内(別枠の1,000万円以内)) (うち据置期間3年以内(別枠の1,000万円以内))

利率(年)

【当初3年間】0.31% 【4年目以降】1.21%

(注1)ご融資の限度額は新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分との合計で1,000万円となります。

➡マル経融資(コロナ別枠含む)の金利は、諸要件を満たす場合、特別利子補給制度により、3年間実質無利子となります。

販路開拓支援セミナー



「これからの販路開拓~多種多様な販路開拓方法~」 開催のご案内

未だコロナ禍が続き、企業の販路開拓はますます重要性を増しています。本セミナーの講師・杉原 広宣氏は、地域のモノづくりや支援プロジェクトに数多く参画し、企業への商品開発や販路開拓指導を展開。また、「作る」と「売る」の間にある「伝える」場が必要と自らオープンしたシェアショールーム「Japan creation space monova」の運営などを通じ、現場感のある時流を捉えた企画やアドバイスで事業者をサポート。約200件の個別指導実績をお持ちです。バイヤーや消費者への訴求を意識した幅広い販路開拓の方法についてご講演いただきます。

日 時 **10**月**25**日(月) 14:00~15:30

場 所 京都商工会議所 7-AB会議室(京都経済センター7階)

師 合同会社monova 代表 **杉原 広宣 氏** (独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー)

定 員 60名 (要申込)

詳細・申込 京都商工会議所 HP内「イベント・セミナー情報」

ページへ

お問合せ 中小企業支援部 知恵産業推進課

☎075-341-9781 E-mail:bmpj@kyo.or.jp

事業承継・引継ぎ支援センター





親族承継を専門家がサポートします

後継者と一緒に作る事業承継計画

▲ メリットいっぱい事業承継計画 /

🖗 事業承継について後継者と話すきっかけになる

ℚ 経営課題や今後の方向性について後継者と共有できる

《株式や資産の承継に向けた方向性や課題が分かる

₹後継者の昇進や権限移譲のタイミングが可視化できる

対 象 者 数年以内に親族内での承継を考えている 京都企業

内 専門家のサポートのもと、経営者と後継者 が一緒に事業承継計画を作り上げる

申込·問合先 京都府事業承継・引継ぎ支援センター ☎075-353-7120 □:3

E-mail: sjb@kyo.or.jp





専門相談のご案内

経営に関するご相談に専門家が 適切なアドバイスを行います。 お気軽にご利用ください。





相談分野		実施曜日	相談時間	受付場所	専門相談員
事業に係わる法律		毎週(火)	午後1時~午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	弁護士
経営マーケティングや生産管理、IT活用等		毎週(月) 毎週(火) 毎週(水) 毎週(木)	午後1時~午後4時 受付は3時30分まで	洛西ビジネスサポートデスク 洛北ビジネスサポートデスク ビジネスサポートデスク 洛南ビジネスサポートデスク	中小企業診断士
事業承継 親族承継、第三者(従業員含む)への引継		毎週(月)~(金)	午前10時~午後5時 ※予約優先	京都府事業承継・引継ぎ支援センター (075-353-7120)	中小企業診断士 税理士 他
税務	【税務一般】	毎週(木)	午後1時~午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	税理士
	【記帳指導】	予	約制	全ビジネスサポートデスク	
雇用•労務管理		第2・4(金)	午後1時~午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	社会保険労務士
不動産登記・会社登記全般		予	約制	ビジネスサポートデスク	司法書士
知的財産関係		予	約 制	ビジネスサポートデスク	弁 理 士
許認可関係・入管手続等		予	約制	ビジネスサポートデスク	行政書士
店舗デザイン ※店舗デザインのご相談は、内容に 応じて随時現場で対応します。		予	約 制	ビジネスサポートデスク	商業施設士
IT活用関係 業務効率化·生産性向上		予	約制	ビジネスサポートデスク	専門アドバイザー
国際ビジネス		予	約 制	産業振興部 (075-341-9771)	専門アドバイザー

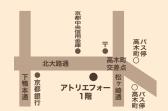
ご相談は事業所のある行政区の各ビジネスサポートデスクへ



(上京区·中京区·下京区·東山区·山科区)

本部・ビジネスサポートデスク

TEL 075-341-9790 FAX 075-341-9797 下京区四条通室町東入 京都経済センター ※阪急鳥丸駅・地下鉄四条駅26番出口直結



(北区·左京区)

洛北ビジネスサポートデスク

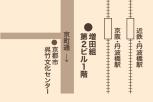
TEL 075-701-0349 FAX 075-791-8505 左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階 ※高木町バス停より徒歩2分



(右京区·西京区)

洛西ビジネスサポートデスク

TEL 075-314-8771 FAX 075-314-8911 右京区西院巽町13 西院くめマンション1階 ※阪急西院駅より徒歩3分



(伏見区・南区)

洛南ビジネスサポートデスク

TEL 075-611-7085 FAX 075-603-2601 伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階 ※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分